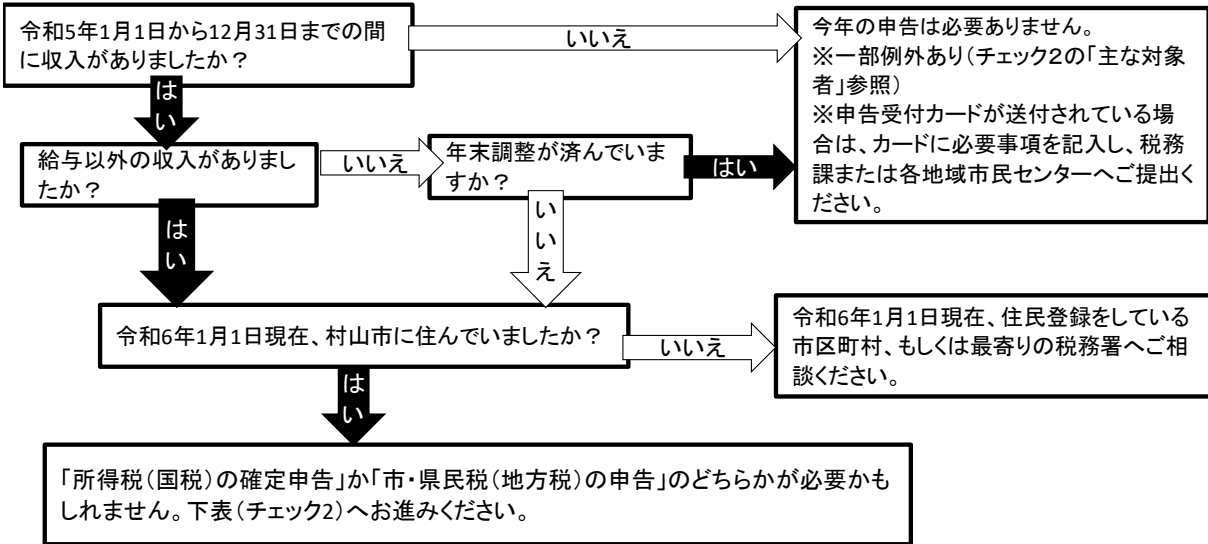


チェック1

申告が必要か確認しましょう



チェック2

あなたはどちらの申告ですか？

所得税の確定申告 主な対象者	市・県民税の申告 主な対象者
ア. 事業所得(農業含)、不動産所得、一時所得、雑所得(個人年金、報酬等)、譲渡所得などがある方で、各所得の合計額が所得控除の合計額を超える方 イ. 給与所得があり、以下に該当する方 ・ 給与収入が2,000万円を超える方 ・ 給与所得以外の所得金額が20万円を超える方 ・ 年末調整されていない給与を受けていた方 ・ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入とほかの所得金額の合計が20万円を超える方 ウ. 公的年金等以外の所得金額が20万円を超える、または公的年金等の収入金額が400万円を超える方 エ. 年末調整以外の控除を追加する方、医療費控除等の控除がある方	令和6年1月1日現在で村山市に住所があり収入がある方(下記の市・県民税の申告が不要な方を除く) ※左記で所得税の申告が不要であっても、チェック1で申告が必要となった方は、市・県民税の申告が必要です。 ※扶養親族等申告書などを変更して、各種控除の適用を受けようとする方は、市・県民税の申告が必要です。
↓	↓
村山税務署で申告してください 申告期間 2月16日(金)~3月15日(金)の平日 ※農村環境改善センターでも受け付けます。 ※還付申告の場合は2月1日(木)から村山税務署で申告できます。	農村環境改善センターで申告してください
市・県民税の申告が不要な方 ・所得税の確定申告書を提出する方 ・前年中の収入が給与・公的年金のみで、各種控除に変更がない方	

マイナンバーカード読取対応のスマートフォンで確定申告書の作成・送信ができます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。